「高齢者雇用安定法」等を活かし

働きたい高齢者・失業者・就労困難者に安心して働ける雇用・就労の確保を国・自治体に求めます

建交労(全日本建設交運一般労働組合)は失業対策事業に深く関わり、憲法二五条・二七条で保障された生存権・勤労権を守り発展させる立場から、高齢者・失業者・就労困難者の就労促進に60年以上すすめてきた労働組合です。

日本における高齢者の増大は世界的にも類を見ない状況であり、今後ますます大きな社会問題となります。その高齢者問題の中でも、高齢者が安心して働ける雇用・就労の場の確保は高齢者自身はもちろん、国・自治体に課せられた大きな課題となっています。

NO15

厚生労働省の私たち事業団の認識について「高齢者が自立して就労を促進している団体です」

〔北海道〕函館建設厚生(企)・社会復帰事業団道南(企)・小樽地方建設厚生(企)・(公財)ソーシャルせせらぎ・苫小牧建設厚生(企)・NPO苫小牧高齢者福祉事業団・静内土建厚生(企)・夕張厚生(企)・道北勤労者(企)・旭川市高齢者福祉事業団・(公財)ソーシャル旭川・社会復帰事業団道北(企)・美幌町勤労者厚生(企)・(企)オホーツク元気村・社会復帰事業団道東(企)・帯広建設勤労者(企) 〔青森〕(企)青森県中高年雇用福祉事業団・(公財)ソーシャル青森 〔秋田〕秋田県中高年雇用福祉事業団・小坂中高年労働事業団 〔宮城〕(公財)ソーシャル塩竈・(企)協生舎・(公財)ソーシャル仙台・NPO仙台雇用福祉事業団 ・(企)石巻地方中高年雇用福祉事業団 〔福島〕NPO会津中高年雇用福祉事業団・NPO福島中高年福祉事業団・NPO郡山地方高齢者福祉事業団 〔群馬〕(企)群馬高齢者雇用福祉事業団 〔東京〕NPO東京高齢者就労福祉事業団・北斗(企)・(企)中高年事業団城南クリエーション・(公財)ソーシャル多摩支所 〔神奈川〕横浜市中高年雇用福祉事業団 〔長野〕(企)労協ながの 〔新潟〕(企)新潟中高年雇用福祉事業団 〔岐阜〕(公財)ソーシャルIT 〔三重〕(企)三重中高年雇用福祉事業団 〔京都〕NPO京都高齢者福祉事業団・宇治高齢者事業団・(公財)ソーシャル京都・(公財)ソーシャルワークセンター・福知山中高齢者事業団 〔兵庫〕阪神中高年(企)・いたみワーカーズコープ・(企)伊丹市雇用福祉事業団〔和歌山〕田辺地方中高年労働事業団 〔島根〕労協しまね事業団・小規模多機能ホームすずらん・川合 〔岡山〕(企)倉敷中高年事業団・(企)柵原中高年雇用福祉事業団 〔広島〕(企)広島市高齢者事業団・(企)福山地方中高年福祉事業団(福山・尾道・三原) 〔山口〕光市高齢者就労事業・(企)下関中高年事業団・(企)美祢市中高年雇用福祉事業団 〔高知〕(企)高知中高年事業団・(公財)ソーシャル高知・高知県高齢者雇用福祉事業団、NPOこうち高齢者福祉事業団 〔福岡〕NPO-KFワークセンター・(公財)ソーシャル田川・(公財)ソーシャル福岡・介護事業所まごころ・遠賀郡高齢者事業団・(企)北九州遠賀中間中高年事業団・(企)北九州市西部事業団・(公財)ソーシャル宮若・(企)粕屋郡高齢者事業団 〔大分〕NPO豊の国雇用・福祉事業団・日田高齢者事業団・社団法人竹田中高年事業団 〔宮崎〕(公財)ソーシャル都城カルナ 〔沖縄〕(企)和の会・きらり・美らさ

※企業組合＝略して(企)　　※公益財団法人ソーシャルサービス協会＝略して（公財）ソーシャル

高安法 第五条解説

①責務とは「責任と義務」の事で、実行しなければ不作為となり「法違反」となります。

②「その他の関係者」とは事業主団体、事業主団体の連合団体、労働組合、労働組合の連合体、高齢者の団体等を指します。

③「援助等」とは資料及び情報の提供、事業主に関する研修、講習、助言、相談等のほか、助成金の支給等を含むものです。

第三十六条解説

①第三十六条は高安法第五条の責務に基づく具体的な「講ずる措置」です。

②高安法三十六条に基づいた具体的な施策の１つがシルバー人材センターに対する補助事業です。

厚労省担当窓口
厚生労働省職業安定局
高齢者雇用対策課調整係

全日本建設交運一般労働組合
東京都新宿区百人町４－７－２
ＴＥＬ０３－３３６０－８０２１
ＦＡＸ０３－３３６０－８３８９
Ｅメール　ctg@kenkourou.or.jp
ＨＰ；http//www.kenkourou.or.jp

公益財団法人
ソーシャルサービス協会
ＴＥＬ０３－３３６３－０４８９
ＦＡＸ０３－３３６０－８５９０
ＨＰ；http//www.social.or.jp/

２０１６年１２月

「高年齢者雇用安定法」（高安法）は、国の一九七一年（昭和46年）失業対策事業の廃止答申にあわせ、今後の中高年齢者の雇用促進を目的として作られた「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」として生まれました。

さらに高齢化が進行する中、一九八六年（昭和六十一年）「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」と改称されました。

その後二〇〇〇年の改正で中高年齢者の再就職の援助措置の充実が図られ、二〇〇四年・二〇一二年の改正で六五歳までの継続雇用の義務化などを盛り込む改正が行われました。（平成二八年五月二〇日　四十条を三十六条に改正）

第54回事業団・高齢者・介護ヘルパー運動交流集会にて　2016年10月8日　福岡県で開催

（国及び地方公共団体の責務）

第五条　国及び地方公共団体は、事業主、労働者その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な援助等を行うとともに、高年齢者等の再就職の促進のために必要な職業紹介、職業訓練等の体制の整備を行う等、高年齢者等の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他の多様な就業の機会の確保等を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように務めるものとする。

（国及び地方公共団体の講ずる措置）

第三十六条　国及び地方公共団体は、定年退職者その他の高年齢退職者の職業生活の充実その他福祉の増進に資するため、臨時的かつ短期的な就業又は次条第一項の軽易な業務に係る就業を希望するこれらの者について、就業に関する相談を実施し、その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成しその他その就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるように務めるものとする。

事務連絡

平成22年(2010年)12月8日

各都道府県労働局職業安定部長殿

厚生労働省職業安定局
高齢・障害者雇用対策部
高齢者雇用事業室長

シルバー人材センターにおける
民業圧迫事案への対応について

記

1　社団法人(※)全国シルバー人材センター事業協会、各都道府県シルバー人材センター連合本部、各シルバー人材センターにおいて、民業圧迫の事実を了知した場合は、速やかに事実関係を調査し、必要な是正措置を行うこと。

※2012年に公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会となっている

2　上記1によって、解決できない場合は、社団法人シルバー人材センター事業協会が、当該地域の都道府県・市町村を交えて、当該地域のシルバー人材センター連合本部、当該シルバー人材センター、経営者団体、当該業種別団体から構成する協議会を設置し、当該協議会が民業圧迫が生じていると判断した場合は、個別具体的に共同受注や棲み分け等の方策を検討すること。

3　シルバー人材センターにおいては、民間事業者と十分な協議を行い、棲み分けを徹底するため、次の事項に留意し、業務を行うこと。

①民間事業者との競合する契約はできる限り回避すること。
②民間事業者と競合する入札への参加をできる限り辞退すること。
③民間事業者が過去に受注していた場合は原則として受注しないこと。
④民間の価格設定に配慮し、著しく安い価格を設定しないこと。
⑤低価格を売りにする広告を行わないこと。
⑥規模や要する技術等により受注内容を制限すること。
⑦就業する会員の安全管理を徹底した受注をすること。

・・・厚生労働省とのこれまでの確認事項・・・

（平成二八年五月二〇日　四十条を三十六条に改正しています）

高年齢者雇用安定法五条・四十条に関して、厚生労働省と全日本建設交運一般労働組合（建交労）が、話し合いにより確認してきた内容です。

①建交労から提示されたリーフにある高齢者団体は高安法五条・四十条に含まれます。

②高安法五条・四十条で援助する団体が『シルバー人材センターのみ』と誤った認識をしている地方自治体に対しては、事実を確認し、適切な説明を行なっていきます。なお九年十一月に各労働局宛に「高齢者等の雇用の安定等に関する法律に係る解釈について」事務連絡文書を出し徹底を図りました。

③労働局の担当窓口は、職業安定部職業対策課高齢者雇用対策担当官が当たり、県市町村から問い合わせがあった場合、適切に説明するよう指示しています。

④高安法五条・四十条による援助、育成の具体化に向けた実務者レベルの話合いを行なっていきます。

⑤シルバー人材センターにおける就業において、最低賃金を下回ったり、偽装請負の実態があったり、危険な業務につかせたり、競争入札に参加したり等は原則として好ましくないので改善を行っていきたい。情報提供のご協力をお願いしたい。

⑥厚労省の見解を受けて福岡県、宮城県、高知県、島根県においては各部局、地方自治体に対し高齢者就労促進に向け仕事の発注に配慮するようにとの文書発送しました。

⑦十六年「高安法改正」にともない地域の関係についてはもちろんシルバー人材センター以外の高齢者への援助・育成団体を除外しているものではありません。（十六年七月）

随意契約に関する政令改正についての総務省の見解

建交労：営利を目的とせずに高齢者等の就労を促進する団体と役務提供の随意契約が出来るよう政令改正を行うこと。

総務省自治体行政局行政第三係長回答：改正は皆さまなどから要望が出されていたので、政令第一六七条の二第一項三号の改正を行い「シルバー人材センターに準ずる者として地方自治体の認定を受けた者」も随意契約にできることとする。

シルバー人材センターに準ずる者を決める場合

①普通地方公共団体の長は地方自治法施行令第一六七条の二第一項第三号の規程による認定をしようするときは、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。

②普通地方公共団体の長は前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ二人以上の学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。

③地方自治体の長は第一項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ二人以上の学識経験者の意見を聞かなければならない、となっています。

現時点で総務省政令改正によってシルバー人材センターに準ずる団体の規定を作成し認定団体を決めた自治体は高知県、高知市、広島県（尾道市・三原市・福山市）、宮城県、北海道旭川市、岡山県倉敷市、山口県下関市などです。

生活困窮者自立支援法に係わる随意契約について

事務連絡　平成27(二〇一五)年六月三日

各都道府県／指定都市ご担当部署／中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

認定就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置及び随意契約の取り扱いについて(情報提供)

(略)また、地方自治法施行令が改正され、自治体が随意契約によることができる場合として、認定就労訓練事業を行う施設からの物品の購入、役務の提供を行う場合が追加されたところです。つきましては、改正概要と留意事項についてまとめましたので、認定就労訓練事業者への支援の重要性にかんがみ、認定基準を策定いただくようお願いいたします。(略)